

富山県まん延防止等重点措置

国によるまん延防止等重点措置の適用を踏まえ、以下の市を措置区域とし、感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6及び第24条第9項により県民等に対して要請を行うとともに、必要な協力を働きかける。

1. 措置区域（重点措置を講じるべき区域）

富山市

2. 期間

令和3年8月20日（金）から9月12日（日）

3. 内容

(1) 県民の皆様へ

○要請内容

①富山市（措置区域）

（下記②県内全域における特措法第24条第9項に基づく要請に加えて）

[特措法第31条の6第2項]

- ・営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと

②県内全域

[特措法第24条第9項]

- ・日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛していただくこと。外出する必要がある場合にも、極力、家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避け、マスクの適切な着用、こまめな手洗いや手指消毒の徹底などの基本的な感染防止対策を徹底して行動いただくこと。
- ・都道府県間の不要不急の移動、特に緊急事態宣言地域との往来は極力控えること。
- ・感染対策が徹底されていない施設や飲食店等、及び営業時間短縮の要請に応じていない施設や飲食店等の利用は控えること。飲食店等を利用する際は、「富山県新型コロナ安心対策飲食店」を利用していただくとともに、飲食店等が実施している感染防止対策に協力すること。
- ・路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動は行わないこと。

(2) 飲食店等の皆様へ

○対象施設

- ・午後8時以降も営業する飲食店及び喫茶店（食品衛生法上の営業許可を取得している店舗）

※下記の店舗等は対象外

- ・テイクアウト専門店、スーパー等のイートインスペース、キッチンカー
- ・ホテルや旅館等において、宿泊者のみに飲食を提供する場合
- ・自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナック等） など

○要請内容

①富山市（措置区域）

[特措法第31条の6第1項]

- ・午後8時から翌午前5時までの営業自粛
- ・酒類の提供の自粛（終日） ※利用者による酒類の店内持込みを含む
- ・飲食を主として業としている店舗でのカラオケ設備の利用自粛（終日）
- ・「入場をする者の整理等」「入場をする者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保）」等を実施すること。

[特措法第24条第9項]

- ・業種別ガイドライン（特にアクリル板等の間仕切りの設置又は座席の間隔の確保、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底の基本4項目）の遵守。

②県内全域（富山市を除く）

[特措法第24条第9項]

- ・午後8時から翌午前5時までの営業自粛（酒類の提供は午後7時まで）
- ・業種別ガイドライン（特にアクリル板等の間仕切りの設置又は座席の間隔の確保、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底の基本4項目）の遵守。

○協力金について

全期間を通して協力いただいた場合、1店舗あたり

①富山市（措置区域）

中小企業 日額3万円～10万円

大企業 1日あたりの売上高の減少額×0.4（日額上限20万円）※中小企業も選択可

②県内全域（富山市を除く）

中小企業 日額2.5万円～7.5万円

大企業 1日あたりの売上高の減少額×0.4（日額上限20万円）※中小企業も選択可

①②共通 「富山県新型コロナ安心対策飲食店」には上記に加えて定額10万円を追加

※詳細については、決まり次第、県ホームページ等でご案内します。

(3) 飲食店等以外の集客施設の管理者の皆様へ

○対象施設

(I) イベント関連施設

- ・劇場、観覧場、映画館、演芸場など
- ・集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホールなど
- ・ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る)

(II) イベントを開催する場合がある施設

- ・運動施設(体育館、水泳場、ボウリング場、ゴルフ練習場、スポーツクラブなど)
- ・博物館、美術館、図書館など

(III) 参加者が自由に移動できる施設

- ・百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(生活必需物資を除く)
- ・遊技施設(マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなど)
- ・遊興施設(個室ビデオ店など)
- ・その他サービス業(生活必需サービスを除く)

○要請内容

①富山市(措置区域)

[特措法第31条の6第1項]

- ・大規模商業施設においては人数管理・制限、誘導等施設に応じた入場者の整理等を徹底すること

[特措法第24条第9項]

- ・午後8時以降も開業する千㎡超の施設に対し、午後8時から翌午前5時までの営業自粛を要請(※)
- ・百貨店の地下の食品売り場については、人数管理・制限、誘導等施設に応じた入場者の整理等を徹底すること
- ・業種別ガイドラインを遵守すること。
- ・「(4) イベント開催について」による収容率・人数とすること

[法に基づかない協力依頼]

- ・午後8時以降も開業する千㎡以下の施設に対し、午後8時から翌午前5時までの営業自粛を依頼(※)
- ・入場整理を徹底するとともに、その旨をホームページ等で周知
- ・店舗での飲酒につながる酒類提供等(酒類の店内持込含む)及び妨々設備の使用自粛

※(I)(II)の施設はイベント開催時は午後9時まで営業可。

※映画館は午後9時まで営業可

②県内全域(富山市を除く)

[特措法第24条第9項]

- ・業種別ガイドラインを遵守すること。
- ・「(4) イベント開催について」による収容率・人数とすること

[法に基づかない協力依頼]

- ・午後9時から翌午前5時までの時短営業を依頼
- ・入場整理を徹底するとともに、その旨をホームページ等で周知
- ・店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持込含む）及びおたけ設備の使用自粛

○協力金について

富山市（措置区域）

- ・全期間を通して協力いただいた場合、次により協力金を支給

①大規模施設（千㎡超の施設）

時短営業した面積千㎡毎に日額 20 万円×時短率（短縮した時間/本来の営業時間）

②テナント（上記大規模施設の一部を賃借する事業者）

時短営業した面積百㎡毎に日額 2 万円×時短率（短縮した時間/本来の営業時間）

※詳細については、決定次第、県ホームページ等でご案内します。

(4) 催物（イベント等）の主催者の皆様へ

○要請内容

県内全域

[特措法第24条第9項]

- ・参加人数は、下記の①「人数上限」②「収容率」のいずれか小さい方に制限

① 人数上限 5,000 人以下

② 収容率

大声での歓声・声援等なし：収容定員の 100%以内 ※1

大声での歓声・声援等あり：収容定員の 50%以内 ※2、3

※1 収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔を確保

※2 収容定員が設定されていない場合は、十分な人との間隔（1m）を確保

※3 異なるグループ又は個人間では座席を1席は空け、同一グループ（家族等の日頃行動を共にするグループ。5名以内に限り。）内では座席等の間隔を設ける必要はない。このため、収容率は50%を超える場合がある。

※催物等の開催にあたっては、その規模に関わらず、3密が発生しない席の配置や人と人との距離の確保、マスクの着用徹底、催物の開催前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止対策の徹底に努めることとし、徹底できない場合は開催を慎重に判断すること。

※イベント参加者に対し、接触確認アプリ（COCOA）等の活用について周知、推奨を図ること

(5) 事業者への協力依頼

○要請内容

県内全域

[特措法第24条第9項]

- ・業種別ガイドラインを遵守すること

[法に基づかない協力依頼]

- ・在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すとともに、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等の接触機会低減に向けた取組みを推進すること。
- ・職場における感染防止のための取組み（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保や間仕切りの設置、換気の奨励、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、軽症者に対する抗原簡易キット等を活用した検査、県外出張や県外からの出張受入れのリモート対応での代替、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策等）を再確認すること。
- ・従業員に対し、マスクの適切な着用、3密回避や感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける行動の徹底、特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう周知徹底を図ること。

